

連合平和行動の取組み

今年度の連合平和行動は、6月の沖縄行動を皮切りに、8月の広島、長崎と続き、北方領土返還を求める根室大会へとピースリレーがつながりました。

2019平和行動 in 根室 ~「願う」平和から「叶える」平和へ~

2019年9月6日(金)~9日(月)の日程で「平和行動in根室」が実施されました。今回は海野知副会長(電力総連)を団長とし、北方領土問題の解決に向けて心合わせを行なっていました。かつての旧ソビエト軍による不法占拠を受けてから今年で74年目。納沙布岬からは、歯舞群島の一部である貝殻島がすぐそこに見えます。改めて距離の近さを実感するとともに、北方四島の早期返還に向け、これから返還運動に粘り強く取り組んでいくことを誓い合いました。

参加者からは、「北方領土問題は、そこに住んでいた島民だけの問題ではない。」「時間の経過と共に薄れていく記憶に危機感を抱き、自分なりに理解したこと、感じたことを周りに伝えていきたい。」などの感想が寄せられました。



納沙布岬のむこうには、歯舞群島のうち貝殻島があります。岬からわずか、3.7kmの距離です。



▲平和ノサップ集會 相原康伸事務局長



故郷への想いをつなごう! 4島交流を!!

10月の活動予定

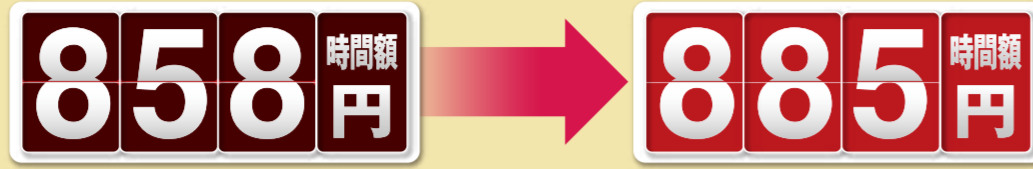
- 10/1(火) 西部ブロック会議(浜松市研修交流センター)
- 10/17(木) SBSラジオコンテスト表彰式(SBSホール)
- 10/18(金) 連合中央女性集会(よみうりホール)
- 10/25(金) 第329回執行委員会、第30回定期大会
30周年記念レセプション
- 10/28(月) 中東遠地区・労働相談ダイヤル事前学習会(JAM会館)
- 10/30(水) 浜松湖西地区・労働相談ダイヤル事前学習会(友愛会館)

★編集後記★

ワークルール検定、もう受検しましたか?(ハハ) 今年11/23勤務感謝の日に富士市文化会館ロゼシアターにて実施されます。問題はマークシート式で20問。私は2014年に受検し、初級認定もらいましたよ〜働くうえでぜひ知っておきたいワークルールの基礎知識。受検にチャレンジして労働問題に関わる不要なトラブルを回避しましょう。詳細は「ワークルール検定」のHPサイトから! (chi)



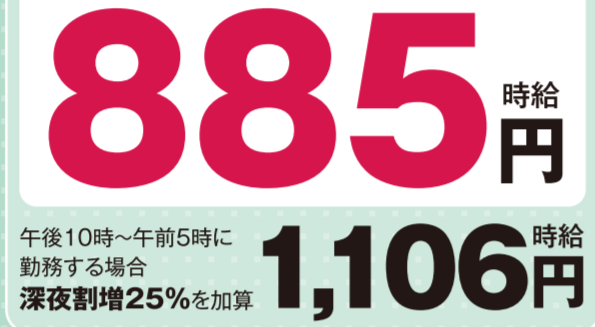
10月4日(金)から 静岡県の最低賃金が改定されます!



働く人すべての人に賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。年齢に関係なく、またパートや学生アルバイトなど働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます!

最低賃金は、国が法に基づいて定める賃金の最低額です。

2019年10月4日から 静岡県の地域別最低賃金は **885円** 時給



【注】次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件に個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

1. 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
2. 試用期間中の方
3. 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
4. 軽易な業務に従事する方
5. 断続的労働に従事する方

※必ず確認、最低賃金! 詳細は厚生労働省のサイトをご覧ください。

最低賃金周知のための街宣行動を実施しました。

2019年9月18日(水)夕方、静岡市中心街において最低賃金改定周知のための街宣行動を実施しました。10月4日からは27円上がって885円となります。この機会に自分の給料が最低賃金を下回っていないかチェックしてみましょう!



相談ダイヤル **暮らしなんでも相談**

東部 055-922-3715

中部 054-273-3715

西部 053-461-3715

中東遠 0538-33-3715

しだ・はいばら 054-646-6055

岳南 0545-51-3715

ライフサポートセンターしずおか <http://www.lsc-shizuoka.com>

静岡県労働委員会からのお知らせ!

雇用のトラブルには静岡県労働委員会のあっせんをご利用ください。

県では県内3カ所の県民生活センターで労働相談を行っています。相談内容により、3名のあっせん員が中立の立場で双方の主張を丁寧に聞き、円満な解決をお手伝いする、「あっせん」制度をご案内します。まずはお問い合わせください。(無料・秘密厳守)

フリーアクセス 0120-9-39610 <http://www.pref.shizuoka.jp/roui/>

携帯電話・スマートフォンからは

- 東部県民生活センター 055-951-9144
- 中部県民生活センター 054-286-3208
- 西部県民生活センター 053-452-0144
- 労働委員会事務局 054-221-2286

報告 2019年政策・制度対県要請



2019年8月22日(木)、県庁別館第一特別会議室において、今年度の政策・制度要請を実施しました。政策委員会の鈴木伸昭委員長(県教組)同席のもと、連合静岡中西清文会長より静岡県川勝知事に「要請書」が手渡され、重点項目について意見交換がなされました。

9月11日(水)には、関係部局懇談会が開催されました。今年度の要請書に基づき、政策委員会メンバーと県の関係部局担当者が意見交換を行いました。

今年度の主な政策要望は以下の通りです。

I 雇用・労働政策

- ① 雇用の安定・確保
 - ② 多様化する雇用・働き方への対応
- 最低賃金の周知の取組みの他、県内産業の成長を担う人材確保としてUIターン促進や移住相談センターの更なる活用について要望しました。また健康経営の促進、公契約条例の制定など企業が主体的にかかわる項目を盛り込み、ワークルールの普及活動とあわせて県がリーダーシップを図るよう求めました。誰もが活躍できる社会の実現のためには、障がいの有無や年齢、性別、雇用形態によって格差を感じるということのないような働き方期待されます。WLBの推進に向けてイクボスの活用と周知活動についても要望しました。

II 社会保障政策

- ① 子ども・子育て支援
 - ② 子どもの安全対策
 - ③ 介護福祉
- 待機児童対策と子どもの貧困対策について要望しました。子どもの安全対策としては、虐待防止に向けた取り組みや県の「子どもの安全確保緊急対策会議」の活用を求めました。介護福祉分野では、介護従事者に対するハラスメント対策の他、相談窓口の設置について要望しました。

III その他

- ① 災害に強いまちづくり
 - ② 投票率向上・投票促進
 - ③ フードバンク支援
 - ④ 持続可能な開発目標の周知
- 災害時要配慮者を支援するため県が主体となって市町と連携して取り組むことその他、投票率向上および投票促進のため、利便性の高い場所へ期日前投票所を設置することや要介護者等 直接投票所に行けない人が投票可能となるような方策について要望しました。またフードバンク事業への支援では、周知活動だけでなく、物流費用による支援滞りを懸念し、物流費支援を要望しました。



部局懇談会の様子

中小労働委員会の取組み

～安心して働くことのできる労働環境の構築に向けて～

中小労働委員会では、毎年ブロック・地協単位による労働基準監督署への要請行動を実施しています。さまざまな労働問題の解決にあたっては、地域の労基署との連携が必要なケースもあり、まずは労働相談の実態を共有することが重要と考えています。今年度は7月3日(水)の静岡労働局 谷直樹 労働局長への要請を皮切りに、県内7ヶ所の地域で要請書の提出および意見交換を実施しました。

意見交換では活発な議論が交わされ、地域が抱える労働問題の課題について共有することができました。連合静岡の今後の取組みに活かしてまいります。

- 1 すべての対象事業所への監督指導
- 2 適正な「36協定届」の提出に関する意識喚起に向けた情報発信の強化
- 3 年次有給休暇付与日数と自由利用の原則について周知徹底
- 4 働き方改革関連法施行後の取引上の配慮
- 5 ハラスメントに関するワークルール教育強化
- 6 外国人技能実習制度における法令順守
- 7 改正出入国管理法における外国人労働者の権利保護

地域監督署への要請行動



連合静岡 かべしんぶん

静岡市駿河区南町11-22
TEL (054) 283-0105
FAX (054) 288-0105
<http://www.rengo-shizuoka.jp/>

発行

日本労働組合総連合会 静岡県連合会

発行人 中西 清文
編集人 内山 千穂
発行日 2019.10.01

暮らしのあれこれ、ご相談は(ろうきん)へ。

